

○財務省告示第百二十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十三年三月二十五日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十三年四月五日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百八十回、第二百八十一回、第二百八十二回、第二百八十三回、第二百八十四回、第二百八十五回、第二百八十七回、第二百八十九回及び第二百九十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十五回、第六十七回及び第六十八回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次

六	七	八	九	十	十一	十二
発行額	払込金額	最低額面金	振替単位	発行価額	発行日	利率
割り当てる。	額内（別表のとおり）	三千万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録による最も額の金	平成十三年三月二十五日	の経過利息

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数}$$

（第十七号に規定する利回り十募入利回り格差）

別表のとおり）  
 は、募入の決定額に通知を受け、次の算式により決定する。

各発行対象国債の額面金の前の十経過率前  
 各発行対象国債の発行日かまでの日に  
 総額×各発行対象国の債の債の第の  
 利子の支払する子に  
 利率に規定（日に）

365

十四 利 子

十五 償還 償還 期限 金の 額 限 入札 の 基 準 と す る

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受けける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式し、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

(別表のとおり)  
 額面金額百円につき百円  
 平成二十三年三月二十二日付で  
 日本証券業協会が発表した公社

（利付） 第十回 （二十年） （庫） （債） （券）	（利付） 第十回 （二十年） （庫） （債） （券）	（利付） 第十回 （二十年） （庫） （債） （券）	（利付） 第十回 （二十年） （庫） （債） （券）	（利付） 第十回 （二十年） （庫） （債） （券）	（利付） 第十回 （二十年） （庫） （債） （券）	名称及び記号
一・七%	一・七%	一・八%	一・七%	二・〇%	一・九%	利率（年）
平成二十九年二月二十九日	平成二十八年二月二十八日	平成二十八年二月二十八日	平成二十八年二月二十八日	平成二十八年二月二十八日	平成二十八年二月二十八日	償還期限
二百九十億	三百十七億	四百六十三億	七百九十億	百十八億	五十億	（発行額） （額面金額）

（別表）

十八 象国債の平均値  
 十九 入札参加者  
 二十 払込期日

元利金の支  
 払場所  
 入札参加者  
 払込期日

日本銀行  
 の単利  
 日本銀行  
 の単利  
 日本銀行  
 の単利

償店頭  
 債店頭  
 債店頭  
 債店頭

さされた各発行対象国債の平均値  
 の単利  
 の単利  
 の単利

財務大臣から通知を受けた者  
 平成二十三年三月二十五日

（（利 第二付 八十国 十年庫 八）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 回）券 ）	（（利 第二付 八十国 十年庫 五）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回）券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 ）券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回）券 ）	（（利 一第十付 回二年国 ）百）庫 九 債 十 券	（（利 九第十付 回二年国 ）百）庫 八 債 十 券	（（利 七第十付 回二年国 ）百）庫 八 債 十 券
二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 三 %	一 ・ 五 %	一 ・ 九 %
日年平 六成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二四	十年平 日十成 二三 月十 二四	三平 月成 二三 十日 年	十年平 日十成 二二 月十 二九	日年平 六成 月二 二十九
十 億 円	二 十 億 円	三 十 億 円	九 十 九 億 円	二 百 八 億 円	億四 円百 六十 四	五 億 円	三 十 億 円	百 一 億 円